

北九州地区労連ニュース

2019年12月号 No. 158

連絡先 北九州市小倉北区黄金1-4-9-207号

メール k_roren@ybb.ne.jp 093-921-0747

ホームページ http://www.geocities.jp/k_roren/

解雇・残業代未払い・パワハラ

あきらめないで電話して下さい

秘密厳守 労働相談ホットライン
相談無料

093-921-0747

k_roren@ybb.ne.jp

「公契約条例制定をめざす学習会」開催

11月21日18時30分 州市の状況については、日本共産党から戸畑生涯学習センター3 北九州市議団石田団長が、9月議階会議室で「公契約条例制定をめぐす学習会」が北九州市に公疑にふれ、石田議員「市内現場の契約条例を制定する会準備会主催で開かれ22団体46人が参加しました。

この会の成功をめざし、加盟組合やこれまで協力協同の関係団体に訪問し、参加を訴えまもない。世田谷では調査も要請もしている。等のやり取りを報告。



また、北九州市と似ている世田谷区での2015年4月にスタートした公契約条例について、「出発点、3つの特徴、公契約の範囲、労働報酬下限額が決められたことなどわかりやすく説明がありました。

学習会では、司会進行を兼ねて準備会事務局の永吉地区労連事務局長が学習会開催までの取り組み、共同の呼びかけ、北九州市などへの陳情行動、先行実施の直方市への調査を行ったことなどについて触れることなどがありました。

公契約条例実施など全国の状況について福建労北九州支部の新屋敷書記長が報告、北九



り勉強する機会がなかったので良かったです。ただ、まだわかってないところも結構あるので勉強を続けたいです。「【公契約とは】わかりやすいチラシなどをつくって、現場に入っていくような条件をつくってはどうか?」「世田谷区など先進的な条例をもっと深く学ぶ必要あり。」「市が委託している事業で働いている人たちの状況を把握して、共に行動する必要があると思う。」「公契約は大事なことだと思うが、まだまだ周知が出来てないと思います。もっと取り組みが必要だと思えます。」など16人の方から感想が寄せられました。

雨上がり

健康のために平日は、家の周りを1時間程度ウォーキングしている。週末は、気候に併せていろいろな観光地まで車で行って観光しながら歩いている。

年に数回は、関門トンネルの人道を歩いて通行できる箇所は、世界的にも珍しいらしく海外からの旅行者もかなり歩いており海外旅行に行ったような気分になる。下関側に渡り海沿いを歩いて20分ぐらいで唐戸市場に到着できる。GW等の観光シーズンは駐車場待ちの車がかなり並んでいる事もよくあるので渋滞の車の列を横目で見ながら歩いている。唐戸市場の中は、新鮮な海鮮物を求めて観光客がいっぱいで歩けないほどのにぎわい状態。お土産売り場をぶらぶらして少し休憩して関門トンネル人道を歩いて門司までもどるコース。時には、車で行かずJRで門司港駅まで行って唐戸市場で昼食休憩。新鮮な海鮮をつまみにビールを飲むウォーキングコースも計画している。

(池)

北九州地区労連 第76回評議員会開催

12月6日(金) 18時30分から戸畑生涯学習センター会議室で、第76回評議員会を開きました。2019年秋季・年末闘争経過報告、第1・2四半期収支報告、2020年春闘方針(骨子案)について、提案し協議しました。

第76回評議員会は、新屋敷している。この春闘まさに大幅副議長の開会挨拶で始まり、「賃上げのチャンス、みなさんとM-I-T-U雪竹評議員、全教北九ともにたたかう決意。」とあいさつを行いました。



全ての議案は拍手で採択されました。

永富議長は、「国会では、『桜を見る会』で国民をばかにしているとか思えない態度、なんとしても責任を追及し、安倍政権を退陣に追い込みたい。アフガン復興のために平和活動をされていた中村哲さんの訃報を残念でなりません。戦争法を廃止して、自衛隊でなく、中村さんのような平和的な国際貢献こそ大事。消費税が上がり、輸出企業は空前の利益を更新

- ① 8時間働けば人間らしい暮らしが実現できる2020年春闘に！アベ働き方改革を職場に持ち込ませず、大幅賃上げと労働時間規制の実現を
- ② 格差を是正し、均等待遇を実現する2020年春闘に！最低生計費調査結果を活かし、公契約条例制定と全国一律最低賃金制の実現を
- ③ 安倍9条改憲と戦争する国づくりをやめさせ、平和と民



主主義を守る政治への転換めざす2020年春闘に！
④ すべての加盟組合が新しい仲間を迎え、組織拡大を大きく前進させる2020年春闘に！と提案がありました。

地域ユニオン、健和会労組、全教北九州、北九市職労、福建労、市バス労組から補強する討論がありました。全ての議案は拍手で採択されました。

安達副議長の閉会の言葉に続き、永富議長の「団結がんばろう！」で閉会しました。

2020年春闘スタート！

12月8日(日) 10時から第3博多偕成ビル4階会議室で福岡県春闘共闘連絡会議総会&2020年県民春闘討論集会が開かれました。



2019年春闘経過報告、決算報告・監査報告、2020年方針案、予算案、役員体制案が提案されました。その後討論に移り、7本の討論がありました。北九州地区労連として春闘の取り組み予定や教員の1年間の変形労働時間制について補強意見を述べてきました。提案された内容は、いずれも拍手で承認されました。



永富議長をつさあ閉会

その後行われた討論集会では、東京大学大学院本田由紀教授の講演がありました。変容する日本社会と私たちの課題、すべての労働者の春闘へ労働組合の役割と題した講演でした。105枚にわたるパワーポイントの資料に基づき、社会の変化の中で新たな社会モデルを示し、社会的企業・家族・教育が双方向の流れを人為的に作って、「誰もがそれぞれに尊重され、可能性を発揮することができる、安心して生きて行ける社会」を目指すべき方向として提示されました。そのために、労働組合の役割は極めて重要と締めくくられました。

質疑の後討論に入り、9本の討論がありました。いよいよ春闘のスタートを感じさせる集会成为りました。

地区労連新役員から決意と抱負がよせられています。
地区労連ニュースを5回に分けて掲載しています。お楽しみに。(順不同)



副議長 新屋敷浩二
(福建労北九州)

福建労北九州支部書記長の
新屋敷浩二です。

今年度も地区労連副議長を
務めさせていただきます。よろ
しくお願ひします。

福建労は、建設に従事する職
人や親方を組織する労働組合
です。

労働保険や建設国保(健康保
険)、建設業許可・資格取得・
指名業者登録、税金申告相談、
不払い相談など建設や事業に
関する様々な業務のサポート
を行う実務と建設産業の民主
化、賃金単価の引き上げや現場
環境改善、平和と民主主義を求
め、労働者・国民の諸要求実現
をめざす組織です。

19秋闘・20春闘は、「組
織の強化拡大」を柱に「人間ら
しく生きていくための賃金・労
働条件の引き上げ」「建設に広
がるアスベスト被害の根絶と
被害者救済」「重税反対、社会
保障の充実」「憲法を守り平和

な社会の構築」などを中心に掲
げ、要求運動を進めています。

建設で働く多くの仲間を福建
労に結集させることが、地区労
連運動への力になると確信し、
組織を強く大きくしていく決
意です。



幹事 安藤 昭雄
(門司地区協議会)

今期も幹事を務めることに
なりました年金者組合の安藤
です。

社会保障が改善され、貧困と
格差が広がる中、昨年最後の生
活には「年金が不足だ」との金
融庁報告書で国民の怒りが噴
き出しています。

人間らしく働くために、不当
解雇や賃金・残業代の未払いな
ど、沢山の労働相談が寄せられ
ています。

働く者の権利を守り、全国一
律最賃法制化や最低保障年
金制度の実現など「若者も高齢
者も安心して暮らせる」社会の
実現をめざし活動します。

よろしくお願ひいたします。



幹事 石迫 直
(戸畑地区協議会)

福建労北九州支部書記局の
石迫です。

昨年から、戸畑地区の代表
として地区労連幹事の役職に
任命されました。福建労北九
州支部の事務所である戸畑
で、地域の共闘団体の皆さん
共に、地区労連運動に積極的
に関わり、公契約条制定へ
の運動などでも頑張りたくい
と思っていますので、ご協力の
程、よろしくお願ひします。



幹事 中山 和彦
(健和会労組)

引き続き、地区労連役員の
任務をします。北九州地区労
連が結成して30年が経過し
ます。結成大会では、残業な
しでは暮らしていけない低賃
金・長時間過密労働の改善、
病気や老後の不安、環境破壊、
核戦争への不安など、平和で
人間らしい生活を求める切実
な要求を実現するため 『結
成宣言』が活き高々に宣言さ
れ、すべての働くもの人間

らしい生活を実現するために
労働者の結集「団結」のもと
でわたしたちは奮闘してきま
した。

こうした労働組合結成、労
働組合運動の原点に立ち返
り、北九州地区労連への期待
と存在感が、急速に高まる状
況の中で今後も奮闘していき
ます。



幹事 大山 祥子
(学嘱労)

昨秋より学嘱労執行委員長
をしています。

いつも応援いただきありが
とございます。

学校給食は、民間委託拡大
で、直営校は特別支援学校7
校のみとなり、その為組合員
の数も激減しています。

昨年よりSSS(スクール
サポートスタッフ)という新
しい職ができ、組織拡大を進
めています。

まだまだ微力な私が、地区
労連の結集する仲間の一員と
して協力していきます。

ご指導よろしくお願ひしま
す。



幹事 中田 寛昭
(KOH労組)

組合活動に興味はないです
とはっきり言う新入社員が増
えている。私自身が先輩とし
てしっかりとした姿を見せてい
ないということなのだろう。
地区労連の皆さんの活躍には
すこいなと感心します。特に
争議支援の取り組みには驚か
されます。こういう姿を見せ
なければいけないのだと教え
ていただき、いつも勇気をも
らっています。



会計監査 菊谷 愛
(福建労北九州)

福建労北九州支部で書記局
歴9年の菊谷です。地区労連
には、学習会や評議員会の出
席、宣伝行動などの運動に参
加し関わってきました。様々
な争議や活動を繰り広げる運
動の中心を担う地区労連の会
計監査という大きな役職を今
年度も任せていただき、責任
の重さを感じています。

1年間頑張りますので、よ
ろしくお願ひします。

労働法コラム 第60回

懇親会参加は「お仕事ですか？」



黒崎合同法律事務所

溝口 史子 弁護士

まず、業務時間内に社内行事として開催される懇親会は、使用者の業務命令権の範囲内の「業務」にあたり、参加を強制されてもやむを得ません。当然ながら、この場合、懇親会参加は「労働」ですので、賃金が発生します。

問題となりやすいのは、使用者が労働者に対し、業務時間外に開催される懇親会への参加を強制する場合です。ここで言う「強制」とは、使用者の業務命令にあたる場合を言い、使用者に直接「強制参加」と言われる場合はもちろんのこと、参加しなければ賃金や勤務評定に影響する場合、職場でのルール等により事実上幹事にならざるを得ない場合等も含まれると考えられます。時間外労働が認められていない職場(36協定が締結されていない等)では、懇親会参加の強制は労働基準法違反となり、労働者に懇親会参加義務はありません。他方、時間外労働が法律上認められている職場では、懇親会に強制参加している時間は、使用者

の指揮命令下に置かれている時間にあたりますので、法定労働時間を超える場合、時間外労働として残業代が発生します。

なお、当然ながら、使用者から強制されていない任意参加の懇親会については、出欠自由ですし、残業代も発生しません。

理屈は以上ですが、懇親会は人間関係を円滑にする場でもあり、懇親会のために職場の人間関係が悪くなったり、出欠に頭を悩ませたりするのは、もったいないように思います。いろいろな意見・環境の人がいる中、強制参加の懇親会は業務時間内に、任意参加の懇親会は参加したい人が楽しく業務時間外に、お互いが一致できる着地点ではないでしょうか。



全教は「給特法の一部を改正する法律案」の成立に断固抗議するとともに、公立学校に「1年単位の変形労働時間制」導入を許さないたたかいに全力をあげます

前号でお知らせした公立学校労働はなくならない。命を守る学校の教員を「1年単位の変形労働時間制」で働かせることを可決しました。1日8時間労働という大原則を壊す労働法制の大改悪、憲法違反の法案であり、かつ教職員の長時間過密労働を固定化し助長する恐れがある法案が衆参合わせ30時間にも満たない不十分な審議で採決されました。

「1年単位の変形労働時間制」導入を許さないたたかいは多くの教職員は、もう体が持たないかもしれないという不安を抱えながら、現状を何とかしてほしいという切実な願いをもつて今日も子どもたちの前に立っています。今回の「給特法の一部改正」はその願いに答えるものではないばかりか「過労死促進法」ともいふべきものです。全国の公立学校で毎年5千人の教員が精神疾患で休職に追い込まれ、自ら命を絶つ事件も後を絶ちません。過労死で家族を失った遺族は「これでは長時間

忘年会・仕事納め・新年会・・・懇親会シーズンの真っただ中ですが、最近「忘年会スルー」という言葉が流行っているそうです。かくいう私もお酒を一滴も飲めないのに、懇親会によって「スルー」したいという気持ちにはよくわかります。

世間で「スルー」したいとされている忘年会の代表格は、職場での忘年会のようです。そもそも、職場で開催される懇親会に、労働者は「お仕事(業務)」として参加しなければいけないのでしょうか。

時間外労働が法律上認められている職場では、懇親会に強制参加している時間は、使用者